

中野区教育ビジョン(第4次)素案について

平成29年度に策定した中野区教育ビジョン(第3次)(計画期間平成29年度～令和8年度)については、この間の教育を巡る状況の変化や事業の実施状況を踏まえ、教育委員会において見直しの協議を進めてきたところである。これを踏まえ、中野区教育ビジョン(第4次)素案をまとめていく。

1 教育理念

「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

- ◆子どもたちは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身に付けている。
- ◆一人ひとりが自立し、地域社会の一員として、生きがいをもって生活をしている。

2 教育理念を実現するための視点

- (1) 「知」「徳」「体」のバランスのとれた教育
- (2) 自ら考え、学び、行動する人材を育成する教育
- (3) 一人ひとりを大切にす教育
- (4) 幼児期からの連続した教育
- (5) 家庭・地域・学校の連携による教育
- (6) 生涯にわたり自分らしく学べる教育
- (7) 学びの環境の整備と子どもの安全対策

3 構成

- (1) 教育ビジョンの基本的な考え方(趣旨、位置づけ等)
- (2) 教育理念と目指す人間像
- (3) 教育理念を実現するための視点
- (4) 目標ごとの取組(現状と課題、目指す姿、成果指標、取組の方向性)

4 計画期間

令和5年度～令和14年度までの10年間

5 計画素案

別添 中野区教育ビジョン(第4次)素案

6 意見交換会等の実施

令和4年12月～関係団体等との意見交換

令和4年12月13日(火)14時30分～16時 区民意見交換会 東部区民活動センター

12月16日(金)18時30分～20時 区民意見交換会 沼袋区民活動センター

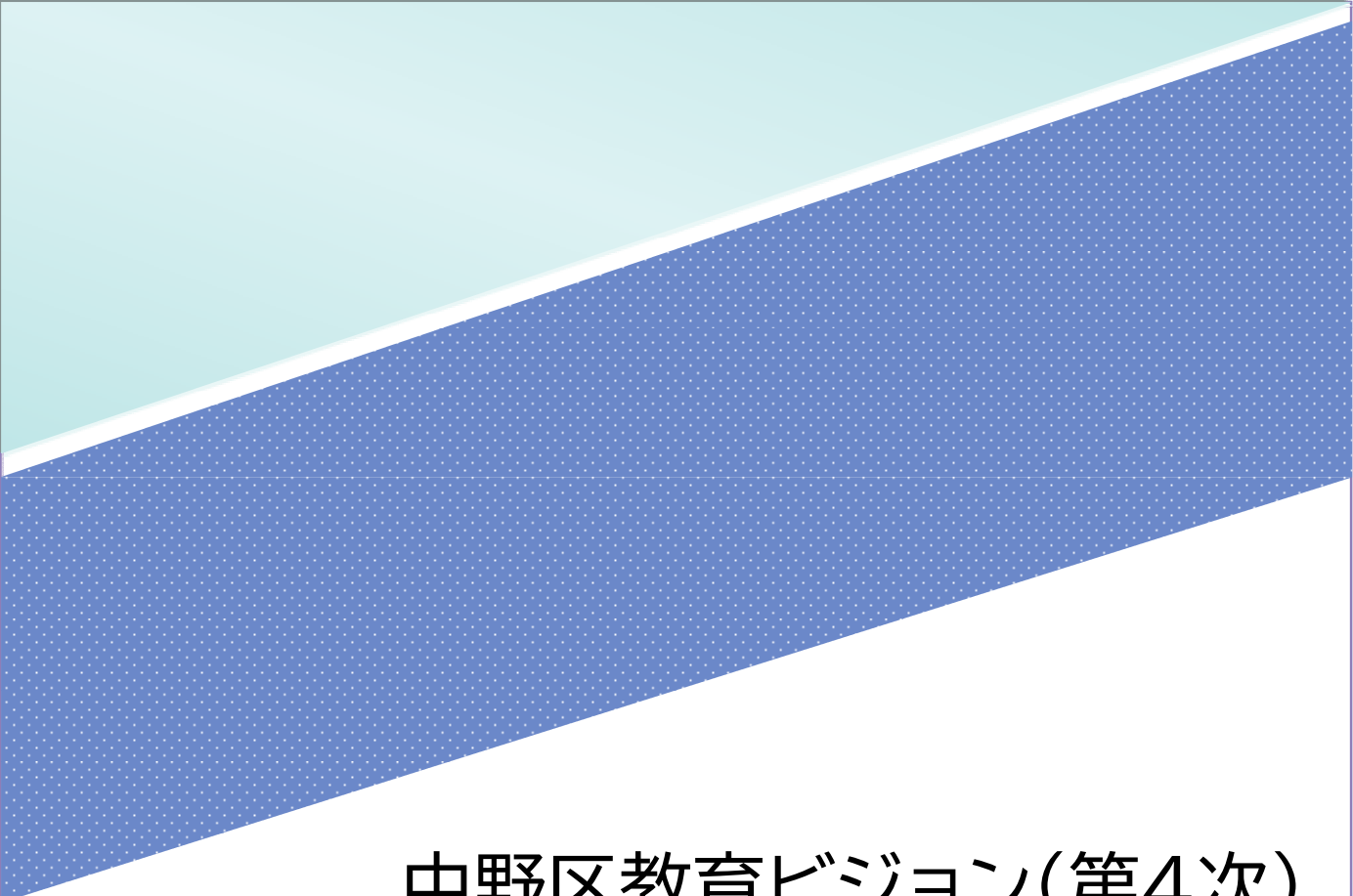
令和5年1月8日(日)14時30分～16時 区民意見交換会 区役所

7 今後の予定

令和5年3月 意見交換会結果及び計画案、パブリック・コメント手続きの実施
について議会報告

3月～4月 計画案に係るパブリック・コメント手続きの実施

5月 パブリック・コメント手続き結果及び計画策定について議会報告



中野区教育ビジョン(第4次)

素案

令和4年(2022年)11月
中野区教育委員会

目 次

○中野区教育ビジョン（第4次）

第1章 教育ビジョンの基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 教育ビジョンの位置付け	2
3 計画期間	2
4 沿革	2

第2章 中野区が目指す教育の姿

1 教育理念と目指す人物像	3
2 教育理念を実現するための視点	3

第3章 教育ビジョンの目標体系と今後5年間の取組の方向性

目標Ⅰ	6
-----	---

～人格形成の基礎となる幼児期の教育が充実し、
子どもたちがすくすくと育っている～

- ◆就学前教育の質の向上
- ◆家庭の教育力向上へ向けた支援
- ◆幼児期の特別支援教育の充実

目標Ⅱ	10
-----	----

～子どもたち一人ひとりが意欲的に学び、社会で生き抜くための確かな学力を
身に付け、個性や可能性を伸ばしている～

- ◆確かな学力の定着
- ◆理数教育の充実
- ◆外国語活動・英語教育の充実
- ◆ICTを活用した学習指導の推進
- ◆特別支援教育の理解促進
- ◆就学相談・発達段階に応じた支援体制の充実
- ◆発達障害教育の推進
- ◆教員の授業力向上

目標Ⅲ	17
-----	----

～自他の生命や人権を尊重する教育が行われ、さまざまな体験活動を通じて、
子どもたちの豊かな人間性・社会性が育っている～

- ◆豊かな心を育む教育の充実
- ◆国際理解教育の推進
- ◆いじめ・不登校支援の強化

目標Ⅳ	23
-----	----

～子どもたちは健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく育っている～

- ◆健康の保持増進
- ◆体力・運動意欲の向上
- ◆子どもたちの心のケア

目標V 29

～保幼小中の連携や家庭・地域との連携が進み、
子どもたちは生き生きと学んでいる～

- ◆保幼小中連携教育の推進
- ◆家庭・地域と連携した教育
- ◆子どもの安全対策の推進
- ◆開かれた学校経営

目標VI 33

～地域における学習やスポーツが活発に行われ、
活動をとおしての社会参加が進んでいる～

- ◆区民の生涯学習活動への支援
- ◆スポーツ・健康づくりの推進

目標VII 36

～子どもから高齢者まですべての区民が文化や芸術に親しみ、
生活の質を高めている～

- ◆歴史文化・伝統文化の保護、継承
- ◆誰もが身近に気軽に文化芸術に親しめる環境づくり
- ◆子ども読書環境の充実
- ◆図書サービスの機能の強化

(目標ごとに) 現状と課題
目指す姿
成果指標と目標
取組の方向性
家庭・地域の取組

各目標を達成するための共通の基盤整備 41

～良好な教育環境の整備と子どもの安全対策の推進～

参考資料 用語の意味 45

中野区教育ビジョン(第4次)素案

第 1 章) 教育ビジョンの基本的な考え方

第 2 章) 中野区が目指す教育の姿

第 3 章) 教育ビジョンの目標体系と今後の 5 年間の
取組の方向性

参考資料 用語の意味

1 策定の趣旨

中野区教育委員会は、平成29年5月に、「中野区教育ビジョン（第3次）」を策定し、同ビジョンで掲げた教育理念「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む教育」の実現に向けて教育委員会、区長部局が一体となって取り組んできました。

子どもたちを取り巻く社会状況や教育環境は、少子高齢化やグローバル化の進展、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた技術革新が急速に進むなど、大きく変化しています。

学校においても、学校教育の情報化の推進に関する法律が令和元年度6月に公布・施行され、その後、GIGAスクール構想により、一人一台端末や高速大容量の通信ネットワーク環境等のICT環境整備を進めてきました。ICT環境を最大限に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図っていくことが重要となっています。

一方、令和元年度に始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、学校においても長期にわたる臨時休業や子どもたちの体験活動が制限されるなど、甚大な影響を及ぼしています。

このように、疫病や地震等の災害が発生した際に、長期間にわたって児童生徒が学習する機会を失う事態に備えておく必要があります。学校に来られない児童生徒のために、子どもたちの学びを止めることなく、学校と児童生徒がつながることが大切です。

子どもたちが健やかに育ち、社会を生き抜くための「生きる力」を確実に身に付けていくために、一人ひとりの個性を尊重し、可能性を伸ばす教育が求められています。

中野区教育委員会では、これらの教育課題に的確に対応するため、これまで取り組んできた施策の評価及び点検を踏まえ、「中野区教育ビジョン（第4次）」を策定しました。

「中野区教育ビジョン（第4次）」は、これまでの教育理念を継承するとともに、教育理念を実現するための視点として、①「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた教育、②自ら考え、学び、行動する人材を育成する教育、③一人ひとりを大切にする教育、④幼児期からの連続した教育、⑤家庭・地域・学校の連携による教育、⑥生涯にわたり自分らしく学べる教育、⑦学びの環境の整備と子どもの安全対策を掲げています。

教育理念である「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」の実現に向けて、教育委員会、区長部局が一体となって全力で取り組んでいきます。

2 教育ビジョンの位置付け

「中野区教育ビジョン(第4次)」は、教育基本法第17条第2項に基づく中野区における「教育振興基本計画」として位置付けるものです。

この計画は、国の定める「教育振興基本計画」、東京都の「東京都教育ビジョン」の内容を十分に斟酌するとともに、区の計画体系の最上位に位置する「中野区基本構想」や「中野区基本計画」及び「中野区教育大綱」と整合性のあるものとして策定しました。

3 計画期間

「中野区教育ビジョン(第4次)」の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、概ね5年を目途に、その間の教育を巡る状況の変化や、事業の実施状況を踏まえ必要な改定を行うこととします。

4 沿革

- 平成17年に6月に「中野区教育ビジョン」、平成18年4月に「中野区教育ビジョン実行プログラム」を策定
- 平成18年に、昭和23年の制定以来、約60年ぶりに「教育基本法」を改正し、その中で新しい時代の教育の基本理念を明示され、新しい教育基本法のもと、国や地方公共団体において「教育振興基本計画」を策定することが努力義務化
- 平成20年3月、平成21年3月には、この改正を踏まえ、「生きる力」を育むことを基本的な考え方として、学習指導要領を改訂
- 国は、平成20年7月、「教育振興基本計画」を策定、東京都は平成20年6月に「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定
- 平成23年2月に「中野区教育ビジョン(第2次)」を策定
- 平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、従前の委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置すること、「総合教育会議」を設置すること、教育に関する「大綱」を首長が策定すること等を内容とする制度の改正
- 平成29年3月に「中野区教育大綱」、平成29年5月に「中野区教育ビジョン(第3次)」を策定

1 教育理念と目指す人物像

《教育理念》

「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

- ◆子どもたちは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身に付けている
- ◆一人ひとりが自立し、地域社会の一員として、生きがいをもって生活をしている

《目指す人物像》

- ◆自らの力で道を切り拓く、進取の気概を持った人
- ◆多様な人間性を認め合い、思いやりにあふれる人
- ◆公德心に富み、社会に役立つ人
- ◆家族、わがまち、そして自らの祖国を愛する人

2 教育理念を実現するための視点

① 「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた教育

子どもたち一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育により、基礎的な知識や思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、自己有用感や他者を思いやる心、社会性や規範意識などの「豊かな人間性」、基本的な生活習慣、健康な体づくりなどの「健康・体力」といった「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた「生きる力」を育む教育を展開します。

② 自ら考え、学び、行動する人材を育成する教育

急速な高度情報化や科学技術の進展、グローバル化が一層進む中、さまざまな人との交流や英語教育などを通じて、多種多様な価値観や歴史・文化を認め合う心、コミュニケーション能力を育みます。

また、これからの国際社会で子どもたちが活躍できるよう、豊かな体験を通じて子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育み、生涯を通じて、自ら考え、学び、行動し、自信を持ってさまざまなことにチャレンジする気概と勇気を兼ね揃えた人材を育成します。

③ 一人ひとりを大切にする教育

特別な支援を必要とする子どもが増えている中、子どもたち一人ひとりの特性や教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、障害や発達状況に応じた、

きめ細かな支援を幼児期から一貫して推進します。

特別支援教育*の推進にあたっては、周囲の子どもや地域の障害に対する理解を促進し、心のバリアフリーを浸透させるとともに、すべての人が社会参加できる共生社会の実現を目指します。

④ 幼児期からの連続した教育

就学前教育・保育施設、小学校、中学校の連携を強化し、幼児期から中学校までの15年間を見通した学びの連続性（カリキュラム連携など）を踏まえた教育を展開します。

また、就学前教育・保育施設から小学校、小学校から中学校への進学に伴う子どもたちの不安の解消を図り、確実に「生きる力」を育てていきます。

⑤ 家庭・地域・学校の連携による教育

子どもは家庭の愛情の中で、豊かな情操や基本的な生活習慣、自制心や規範意識などを身に付けていきます。

また、地域との関わりや学校での集団生活をとおして、技能や知識、社会におけるルール、人との関わり方、働くことや自立することの意義を身に付けていきます。

中野区では、家庭・地域・学校が、相互に連携・協力・補完し合い、それぞれが自らの役割と責任を自覚し、社会全体で子どもの「生きる力」を育てていきます。

⑥ 生涯にわたり自分らしく学べる教育

生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、自己実現を図っていくために、新たな「学び」との出会いや楽しみ、人々の交流をもたらす学習・スポーツ活動は、子どもから大人まですべての区民にとって大切なものです。

そのために、生涯学習・スポーツ・健康づくりが地域の中に広がり、区民の誰もが、気軽に文化芸術に親しめる機会を持ち、自分らしく生き生きと暮らせるよう、いつでもどこでも生涯を通じて自分らしく主体的に学び続けることのできる環境づくりを進めます。

⑦ 学びの環境の整備と子どもの安全対策

誰にも学びの場や学ぶ機会が保証されており、子どもたちが安心して充実した学校生活を送れるよう、学校施設や設備の整備を進めるとともに、学校の情報環境の整備など充実した教育活動を行える基盤づくりを進めます。

また、学校の安全にかかわる事故や新型コロナウイルス等の健康や生命を脅かす新たな感染症の大流行など、ここ近年での子どもたちの安心・安全を脅かす事態を受けて、安全対策や危機管理対策をより一層進めます。

第3章

教育ビジョンの目標体系と今後5年間の取組の方向性

本ビジョンでは、幼児期、学齢期、生涯というライフステージを念頭に置き、目標ごとの現状と課題を明らかにし、成果指標と目標値を設定するとともに、家庭、地域、学校・行政それぞれの視点からの取組の方向性について示しています。また、事業実績や達成状況を測りながら、点検・評価を行い、目標の実現を図っていきます。

子どもたちへの教育は、家庭・地域・学校が、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携していくことが大切です。各目標ごとの【家庭・地域の取組】については、中野区の教育を共に担っていくという視点で、家庭や地域への期待や提案として記述したものです。

目 標	幼児期	目標Ⅰ	人格形成の基礎となる幼児期の教育が充実し、子どもたちがすくすくと育っている
	学齢期	目標Ⅱ	子どもたち一人ひとりが意欲的に学び、社会で生き抜くための確かな学力を身に付け、個性や可能性を伸ばしている
		目標Ⅲ	自他の生命や人権を尊重する教育が行われ、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性・社会性が育っている
		目標Ⅳ	子どもたちは健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく育っている
	幼児期～学齢期	目標Ⅴ	保幼小中の連携や家庭・地域との連携が進み、子どもたちは生き生きと学んでいる
	生涯を通じて	目標Ⅵ	地域における学習やスポーツが活発に行われ、活動をとおしての社会参加が進んでいる
		目標Ⅶ	子どもから高齢者まですべての区民が文化や芸術に親しみ、生活の質を高めている
各目標の共通基盤		良好な教育環境整備と子どもの安全対策の推進	

目標 I

人格形成の基礎となる幼児期の教育が充実し、子どもたちがすくすくと育っている

現状と課題

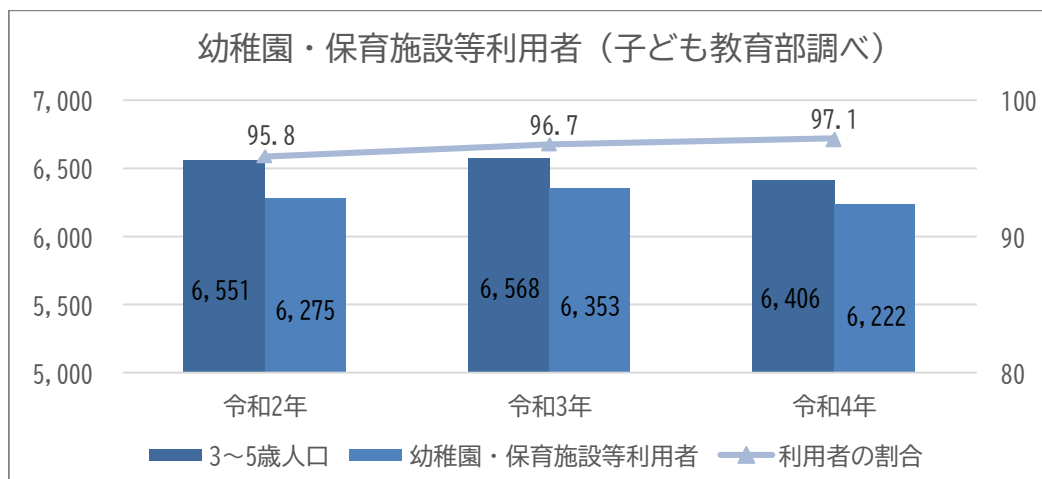
幼児期は、遊びや日常生活を通して、基本的な生活習慣、思考力・判断力・表現力等、社会性や規範意識、豊かな心など、生涯にわたる人格形成の基礎を身に付けるきわめて重要な時期です。また、家庭は、子どもの育ちを支える基盤であり、すべての教育の原点です。子どもは、家庭における家族とのふれあいを通じて生きる力の基礎などを身に付けていきます。

しかし、核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化など、子育てや家庭教育を支える環境の変化により、保護者が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会が減少しています。

また、幼児期から小学校入学後に、これまでの園生活との違いなどから、子どもたちが小学校での生活や雰囲気になかなか馴染めず、落ち着かない状態が続くなど、「小1プロブレム*」など、小学校への円滑な接続が課題となっています。

また、障害や発達上の課題のある子どもや、特別な配慮や支援を必要とする子どもが増加しています。すべての子どもたちが多様で質の高い教育・保育を受けるため、幼稚園、保育施設、認定こども園*等が十分な教育・保育を提供するための環境づくりが重要です。

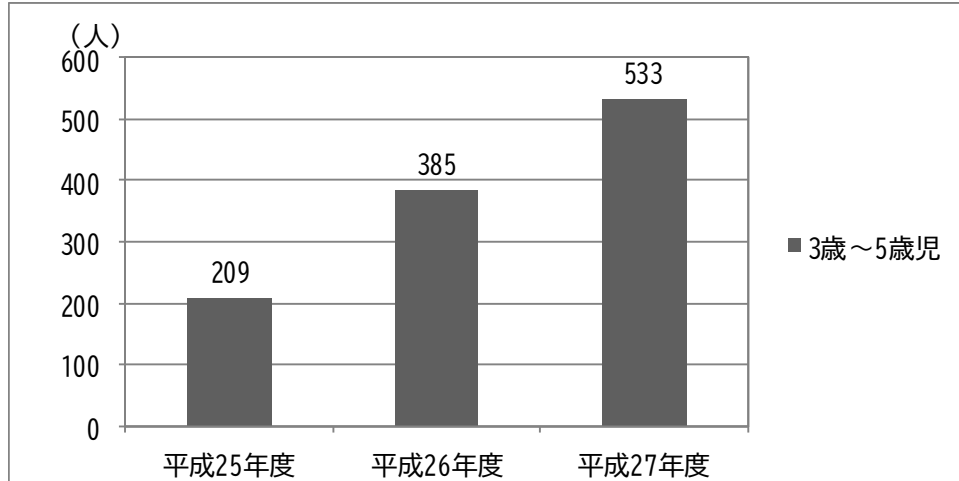
◆幼稚園・保育施設等利用者（子ども教育部調べ）



障害や発達の遅れなど特別な支援が必要な子どもに対しては、一人ひとりの状態に応じた教育・支援をできるだけ早期に行うことが求められており、相談支援体制を構築することが課題となっています。

特別な支援が必要な子どもが増加している中、すべての子どもたちが安心して幼稚園・保育施設等に通うことができ、共に成長できる環境整備や教育、保育、福祉等の関係機関の連携の強化が求められています。

◆発達支援対象児童数（子ども家庭支援センター調べ）



目指す姿

- 子どもたちは、遊びや集団生活の中で豊かな体験を通じて、人と関わる力や学びに向かう力、思考力・判断力・表現力を育み、生きる力の基礎を身に付けています。
- 特別な支援が必要な子どもたちが、安心して幼稚園や保育施設等の生活を送れる環境が整備されています。

成果指標と目標

取組の方向性	成果指標	指標とする理由	3年度実績	8年度目標値	13年度目標値
就学前教育の質の向上	就学前の集団生活をと おして社会性の基礎が 培われていると感じる 児童の割合	幼児期の教育活動 や保育内容が子ど もの発達状況に応 じ、成長段階に適 していることを示 すため	80.2%	92.5%	95.0%
家庭の教育力 向上へ向けた 支援	子育てひろば事業で実 施する講習会に参加し た人数	事業の取組の成果 を示すひとつの目 安となるため	5,126人	5,900人	6,800人
幼児期の特別 支援教育の充 実	幼児の発達をとらえた 意図的・計画的な指導 を行っている保護者の 割合 (小学校1年生)	幼児期に適切な教 育を受けているこ とを示すため	99.3%	99.5%	100%

取組の方向性

①就学前教育の質の向上

生きる力の基礎となる基本的な生活習慣や社会性等を身に付けるため、「中野区就学前教育プログラム*」や「中野区運動遊びプログラム*」を活用し、子どもの発達の特性に配慮した教育・保育を推進します。

また、小学校への接続を見据え、「中野区就学前教育プログラム」を活用するとともに、「スタートカリキュラム*」や「アプローチカリキュラム*」などの作成、保幼等合同の実践的な研究・交流等を進め、就学前教育の質の向上に取り組みます。

幼稚園・保育施設等と小学校が、それぞれの教育内容や指導内容について相互に理解を深め、発達や学びの連続性を重視した教育・保育を推進するとともに、園児と児童の交流などの保幼小連携を通じて、小学校生活への期待感を高め、園児が円滑に小学校に接続できるようにしていきます。

さらに、幼稚園の預かり保育*、幼稚園型一時預かり事業*、子育て支援事業を推進し、さまざまなライフスタイルの家庭が幼児教育を受けられる環境を整備します。

(主な取組内容)

○就学前教育プログラムの積極的な活用と保育園・幼稚園等との教育連携の推進

(所管課) 指導室、保育園・幼稚園課

②家庭の教育力向上へ向けた支援

保護者が子育てに喜びを感じながら、子どもと共に学び成長できるよう、地域・行政が連携し、社会全体で家庭を支え、家庭の教育力向上に向けた取組を進めます。

子育てひろば等において、保護者同士が交流できる機会の提供や幼稚園・保育施設等では、子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを地域の子育て家庭に提供したり、子育て応援メールで、月齢や年齢に応じた発達や育児に関する情報を配信することで、育児不安の解消を図ります。また、区立保育園が公開している Youtube チャンネル（子どもが喜ぶ手作りおもちゃ、子どもが好きなおやつづくり方、感染症予防の紙芝居など）の取組など、各幼稚園・保育施設等から各家庭に向けた多種多様な情報発信を促進し、保護者の育児不安や孤立感の解消を図ります。

すこやか福祉センターにおいては、地域の子育て支援の窓口として子育て家庭の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て支援活動の支援を通じて、家庭への相談支援を図ります。

(主な取組内容)

○子育て応援メールや運動遊び等の Web 動画配信

○保護者同士交流の機会の提供（子育てひろば事業）

(所管課) 保育園・幼稚園課、子育て支援課、育成活動推進課、すこやか福祉センター

③幼児期の特別支援教育の充実

特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期対応を図るため、幼稚園・保育施設等と医療・保健・福祉などの関係機関の連携を強化するとともに、「個別の教育支援計画*」や「個別指導計画*」に基づき、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

また、幼稚園・保育施設等と連携し、保護者や地域に対し、特別支援教育の啓発・理解を促進していきます。

すこやか福祉センター等の身近な場所で発達相談を行うほか、区立療育センターアポロ園・ゆめなりあでは、保護者への専門的な相談支援の充実を図るとともに、幼稚園・保育施設等へ保育所等訪問支援を実施し、発達に課題のある子どもの集団生活への適応のための支援をします。

さらに、幼稚園等に対しては、特別な支援が必要な子どもの受入れを促進するため、専門的知識のある相談員による巡回相談や介助のための職員配置、受入れのための施設整備等に必要な補助を行っています。保育施設に対しては、子どもの発達と保護者の養育に関して多様化、複雑化する事案に専門的な相談・助言を行う保育ソーシャルワーク事業を実施して施設運営を支援しています。

(主な取組内容)

- 就学前教育プログラムの活用
- 早期からの保護者や学校への理解促進
- 専門的知見(教育学・医学・心理学)に基づく就学支援会議、特別支援教室判定会議の運営
- 効果的な特別支援学級見学会の有り方の検討

(所管課) 指導室、保育園・幼稚園課(関係課) すこやか福祉センター

家庭・地域の取組

【家庭の取組】

- 良い睡眠習慣や食習慣を送り、規則正しい生活習慣を身に付ける。
- 子どもと過ごす時間を大切にし、家族の絆を深める。
- 絵本の読み聞かせや乳児期からの運動遊びなど、子どもとのふれあいを大切にし、豊かな感性や情操、コミュニケーション能力を育む。
- 障害のある子どもや特別支援教育に対する理解を深め、障害の有無に関わらず共に生きる態度や考え方を育む。○人に迷惑をかけないことや誰に対しても思いやりを持って接すること、社会のルールやマナーを守ることの大切さを伝える。

【地域の取組】

- 子育て家庭が地域で孤立することのないよう、声かけなどを行い交流を図る。
- 地域の住民や団体が子育てについての経験や知識、技能などを生かし、積極的に子どもの育成に関わる。

目標Ⅱ

子どもたち一人ひとりが意欲的に学び、社会で生き抜くための確かな学力を身に付け、個性や可能性を伸ばしている

現状と課題

グローバル化や情報化社会が急速に進む中、国は、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として「個別最適な学び」と「協働的な学び」それぞれの学びを一体的に充実させるとしています。また、多種多様な価値観や考え方を認めるとともに、自らの知識を活用して課題を発見し、解決につなげることができる人材の育成や、さまざまな情報及び情報手段を的確に選択し、活用することができる能力の向上が求められています。

そのためには、確かな学力、コミュニケーション能力を高めるとともに、自己実現への意欲、社会的・職業的自立に必要な能力を身に付ける教育を展開することが重要です。

過去5年間の中野区独自の「中野区学力にかかわる調査」の結果では、通過率（「概ね満足である状況」を示す目標値に到達した児童・生徒の割合）が70%を超える項目の割合が、平成30年度の66.3%から令和4年度は55.6%に減少しており、児童・生徒の学力向上に向けた取組の一層の見直しと改善が求められています。

◆令和4年度中野区学力にかかわる調査結果より（中野区教育委員会調べ）
「概ね満足である状況」を示す目標値に到達した児童・生徒の割合（網掛けは70%を超えた項目） 単位：%

教科	観点	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国語	知識・技能	80.6	72.7	69.3	69.1	76.7	73.5	74.1	69.7
	思考・判断・表現	69.1	70.4	63.2	67.7	69.2	67.7	74.1	68.7
算数 数学	知識・技能	88.4	77.1	79.6	73.8	74.3	70.0	68.8	73.2
	思考・判断・表現	78.9	70.8	66.3	59.2	70.4	69.9	68.7	71.6
英語	知識・技能							75.3	69.3
	思考・判断・表現							58.3	71.2

また、これまでの接続期に焦点を当てた取組に加え、今後は幼児期から中学校までの15年間の学びの連続性を確保するため、保幼小中連携教育*のさらなる充実が求められています。

特別な支援が必要な子どもについては、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、発達段階に合わせたきめ細かな教育や支援を一貫して行うことが大切です。特に、小・中学校への進学時に子どもが円滑に新しい生活に適應できるよう、関係機関との連携を強化し、継続的な支援体制を整えていくことが学校生活を送るうえで重要です。

◆特別支援学級在籍（知的障害）・通級（難聴・言語障害、情緒障害等）児童・生徒数

（中野区教育委員会調べ）

※（ ）は通級児童・生徒数（小学校：難聴・言語障害、中学校：情緒障害等）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校（人）	122(42)	132(48)	139(48)
中学校（人）	52(12)	51	53

◆特別支援教室（巡回指導）児童・生徒数（中野区教育委員会調べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校（人）	244	282	289
中学校（人）	30	70	86

平成28年度から施行された障害者差別解消法*では、障害の有無に関わらず、お互いが尊重し合い、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目指しています。

特別支援教育の推進にあたっては、児童・生徒の障害に対する理解、共に生きる態度を育成するとともに、家庭・地域の特別支援教育に対する理解促進が求められています。

目指す姿

○子どもたちは、基礎的・基本的な「知識及び技能」を習得するとともに、さらにこれらを活用する学習をととして「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を身に付けています。

○特別な支援を必要とする子どもたちを含めたすべての子どもたちが、個々の教育的ニーズに応じた教育と、成長過程に応じた一貫した支援を受け、その可能性を伸ばしています。

成果指標と目標

取組の方向性	成果指標	指標とする理由	3年度実績	8年度目標値	13年度目標値
確かな学力の定着	児童・生徒の学力調査の結果（全36項目のうち、7割以上の児童・生徒が目標値を達成した項目の割合）	子どもたちの学力の状況を示すため	55.6% (R4実績)	70%	80%

理数教育の充実	小学生科学展・中学校生徒理科発表会への参加校数	子どもたちの自然科学に対する意欲の状況を示すため	小 21 校 中 9 校	小 20 校 中 9 校	小 20 校 中 9 校
外国語活動・英語教育の充実	中学校 3 年生までに英語検定 3 級に合格した生徒の割合	子どもたちの英語の学習状況を示すため	47.8%	70%	90%
I C T を活用した学習指導の推進	I C T を活用して児童・生徒を指導することができる教員の割合	I C T を活用し、これからの学びに対応した教育を実現できているかを計るため	84.9%	85%	90%
発達障害教育の推進	「個別の教育支援計画」の作成にあたり、学校と話し合うことができたと思う保護者の割合	障害や子どもの特長性について、学校と保護者が十分に連携できているかを示すため	小学校 89.4% 中学校 86.9%	95%	98%
教員の授業力向上	「これまでに受けた授業は自分に合った教え方、教材、学習時間になっていた」と感じる児童・生徒の割合	子どもたち一人ひとりに合った教区を実現できているかを図るため	小学校 76.3% 中学校 73.8%	80%	85%

取組の方向性

①確かな学力の定着

一人ひとりの児童生徒の学習状況に合わせた指導の個別化と学習の個性化による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」のそれぞれの充実を図り、子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現します。

また、小学校教科担任制*導入、習熟度別少人数指導*の充実、放課後等における補充学習教室*、任期付短時間勤務教員*や地域のボランティア等の活用、日本語指導員*の派遣を通じて、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導を展開するなど、授業のユニバーサルデザイン化*を進めます。

さらに、学校図書館の蔵書を充実させることで、児童・生徒の読書に対する意欲を高めるとともに、調べ学習等での探求活動に活用するなど、児童・生徒が主体的に学習に取り組む態度を育みます。

(主な取組内容)

- 一人ひとりの学習状況に応じた習熟度別少人数指導や放課後補充学習の充実
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に向けた取組
- 学校図書館の蔵書の充実

(所管課) 指導室

②理数教育の充実

児童・生徒の理科や科学に対する興味関心を高めていくため、小学生科学展、中野区中学校生徒理科研究発表会を引き続き実施するとともに、課題解決型の学習*を通じて思考力・判断力・表現力を育みます。また、理科担当教員の専門性を向上するための研修の充実を図ります。さらに大学や科学館との連携や学生やボランティア等の地域人材を活用し、観察や実験等の学習活動を充実させ、理科や科学の楽しさを伝え、理科好きの子どもを育成します。

算数・数学においては、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図りながら、習熟度別少人数指導やスタディ・ログ*を活用した個別最適な学びを推進するとともに、協働的に学習する数学的活動の充実を図っていきます。

(主な取組内容)

- 教科担任制に向けた理科担当教員の専門性向上研修の実施

(所管課) 指導室

③外国語活動・英語教育の充実

外国の言葉や文化など多種多様な価値観や考え方への理解を深め、国際社会で活躍できる人材を育成するため、ALT*の活用や習熟度別少人数指導、体験活動などを充実し、児童・生徒一人ひとりが積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養います。また、小学校での外国語活動と中学校での英語教育との学びの連続性を図ります。

(主な取組内容)

- 専門的教員の育成と指導力の向上
- 英語体験事業
- 英語検定料の補助
- 外国籍の児童・生徒等への適応支援や日本語習得のための日本語指導員派遣

(所管課) 指導室

④ ICT*を活用した学習指導の推進

ICT環境を最大限に活用して、一人ひとりの児童・生徒の学習状況に合わせた指導の個別化と学習の個性化による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」のそれぞれを充実することで、児童・生徒の力を最大限に引き出す教育を実現します。また、プログラミング的思考・情報モラル等に関する資質・能力を含む情報活用能力を教科等横断的に育成します。

さまざまな理由で学校に通うことのできない児童・生徒に対しては、オンライン等も活用することで学びの機会を保證します。

(主な取組内容)

- ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進
- ICT教育に対応できる教員の指導力向上を図る研修の充実
- 区立小・中学校のICT環境整備

(所管課) 指導指導室、学校教育課

⑤ 特別支援教育の理解促進

特別支援学級と通常の学級の児童・生徒が、同じ場で共に学習や活動に取り組むことを通じて、児童・生徒間の障害に対する相互理解を深めます。

また、すこやか福祉センターや療育センター、幼稚園・保育園等の就学前施設と連携し、早期から保護者に情報提供を行い、思いに寄り添いながら、子どもの特性や特別支援教育について理解促進していきます。

(主な取組内容)

- 個々の特性や課題に応じた教育（個別ケース支援連携推進（移行支援） 学校生活支援シートの活用）
- 保護者や学校への理解促進

(所管課) 学校教育課（関係課）すこやか福祉センター

⑥ 就学相談・発達段階に応じた支援体制の充実

障害のある児童・生徒一人ひとりの発達段階や障害の状態に応じた教育の場と機会を確保するため、必要な相談・支援を行います。児童・生徒の可能性を最大限に伸ばせる教育が受けられるよう、本人・保護者に対し、特別支援教育について十分な情報提供を行うとともに、本人・保護者の意見を尊重し、相談を進めます。

また、幼稚園・保育園等との就学前施設と連携し就学時における個別ケース支援連携推進（移行支援）を踏まえ、学校が中心となり「学校生活支援シート（個別的教育支援計

画)」を作成します。就学後は発達段階に応じた発達支援連絡会等を実施し、すこやか福祉センターや地域の関係機関との連携を強化し、乳幼児期からの一貫した支援の充実を図ります。中学校においても関係機関が連携しながら、必要な相談・支援を行います。

(所管課) 学校教育課 (関係課) すこやか福祉センター

(主な取組内容)

- 専門的知見(教育学・医学・心理学)に基づく就学支援会議、特別支援教室判定会議の運営
- 連絡会等での関係機関の連携強化と発達段階に応じた支援体制の充実

⑦発達障害教育の推進

小・中学校の通常の学級に在籍し、全般的な知的な遅れがなく発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、障害に応じた特別の指導を行うために、全小中学校に設置している特別支援教室*において拠点校から教員が巡回して指導を行い、全校で発達障害教育の推進を図ります。

(主な取組内容)

- 特別支援教室の巡回指導の充実

(所管課) 学校教育課、指導室

⑧教員の授業力向上

社会情勢が大きく変容する中で、教員自身が求められる資質・能力を身に付けるために、新しい知識・技能を学び続けることが必要となります。教職経験や職層に応じた研修の実施や自ら指導力向上に取り組む教員の自主的・主体的な研究・修養の機会を確保するとともに、各学校においては、OJT*を進め日常の職務の中での人材育成を進めます。また、「学校教育向上事業*」の研究指定校による区の教育課題の研究成果の共有、大学との人材交流や教育マイスター制度*の活用により、学力、体力、心の教育など、教員の資質・授業力の向上を図ります。

さらに、すべての教員が「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、授業や校務等にICTを効果的に活用できるよう、研修や授業モデルの提示等の充実させ、教員のICT活用能力の向上を図ります。

(主な取組内容)

- 教員の人材育成事業
- 教員のICT活用に関する指導力の向上・支援(再掲)

(所管課) 指導室

家庭・地域の取組

【家庭の取組】

- 子どもに人生や学ぶことの意義について考えさせるため、保護者の生き方や一生懸命働いている姿勢を示す。
- 学校での面談や学力にかかわる調査結果などをもとに、子どもの学習状況を知り、子どもと共に学習習慣の定着など学びを日常生活につなげることに向けて取り組む。
- 障害のある子どもや特別支援教育に対する理解を深め、障害の有無に関わらず共に生きる態度や考え方を育む。

【地域の取組】

- 子どもの可能性を伸ばすとともに、地域と子どものつながりを充実させるため、多様な学習の機会や場を提供する。
- 自分の経験や専門性等を生かして、学校内外での教育活動に協力する。
- 働くことの意義や大切さ、楽しさを理解させるため、小・中学生の職場体験などにおいて、さまざまな職種の仕事が体験できるよう積極的に協力する。
- 障害のある子どもや特別支援教育に対する理解を深め、家庭や学校と協力し、社会全体で一人ひとりに応じた教育を推進する。

目標Ⅲ

自他の生命や人権を尊重する教育が行われ、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性・社会性が育っている

現状と課題

2020年に感染拡大した新型コロナウイルスの影響を受け、社会構造や生活様式が急速に変化する中、不安や悩みを抱える子どもたちが増加することが懸念されます。

また、多様な生活習慣、価値観を持つ人々が暮らしていくこれからの社会においては、一人ひとりが、自分をかけがえのない大切な存在であると認識するとともに、生活習慣、文化、人種、障害などに対し偏見を持つことなく、すべての人の生命や人権を尊重することが求められています。

将来、地域社会や国際社会の中でさまざまな形で貢献する人として成長するには、日本人としてのアイデンティティーを持ち、自分たちが住んでいる日本、東京、中野の伝統文化や歴史についての理解を深めていく必要があります。さらに、他国の歴史や文化、生活習慣等を理解し、互いに尊重し合う心を育んでいくことも重要です。

また、地域での多様な体験的な活動を通じて、多くの人と関わり、協力する楽しさや社会の中で自分が役立つ喜びを味わうことが大切です。これらの体験・経験や道徳教育をとおして、子どもたち一人ひとりに人間関係を築く力、自己肯定感や相互に認め合う心、社会性や規範意識、郷土を愛する心を育んでいくことも求められています。

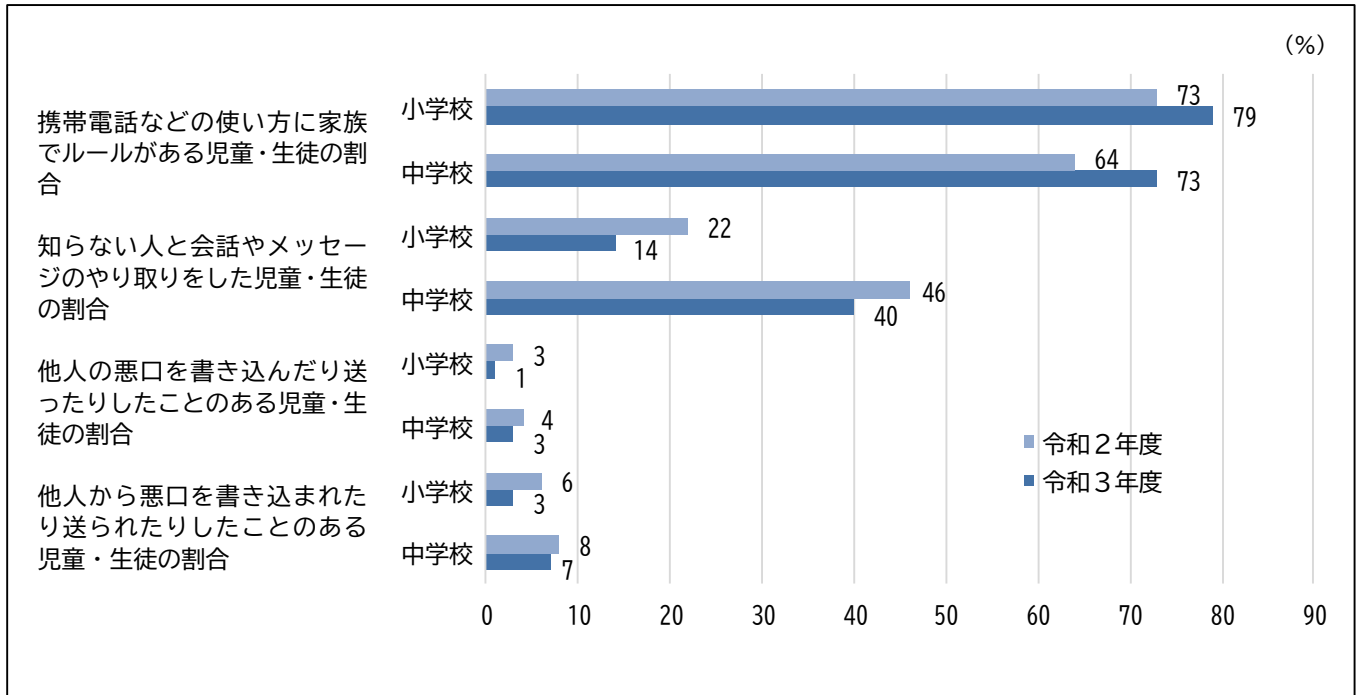
学校では、依然としていじめの問題や不登校支援等の課題があります。また、近年は情報化の進展により、いじめの態様も変化し、子どもたちがSNS*等による誹謗中傷、いわゆる「ネットいじめ」などのさまざまなトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、ネットワーク上においても思いやりをもってコミュニケーションを図る心を育成することが求められています。

◆令和3年度「いじめ等、児童・生徒間の問題の未然防止と早期発見のための

アンケート調査」結果より(中野区教育委員会調べ)

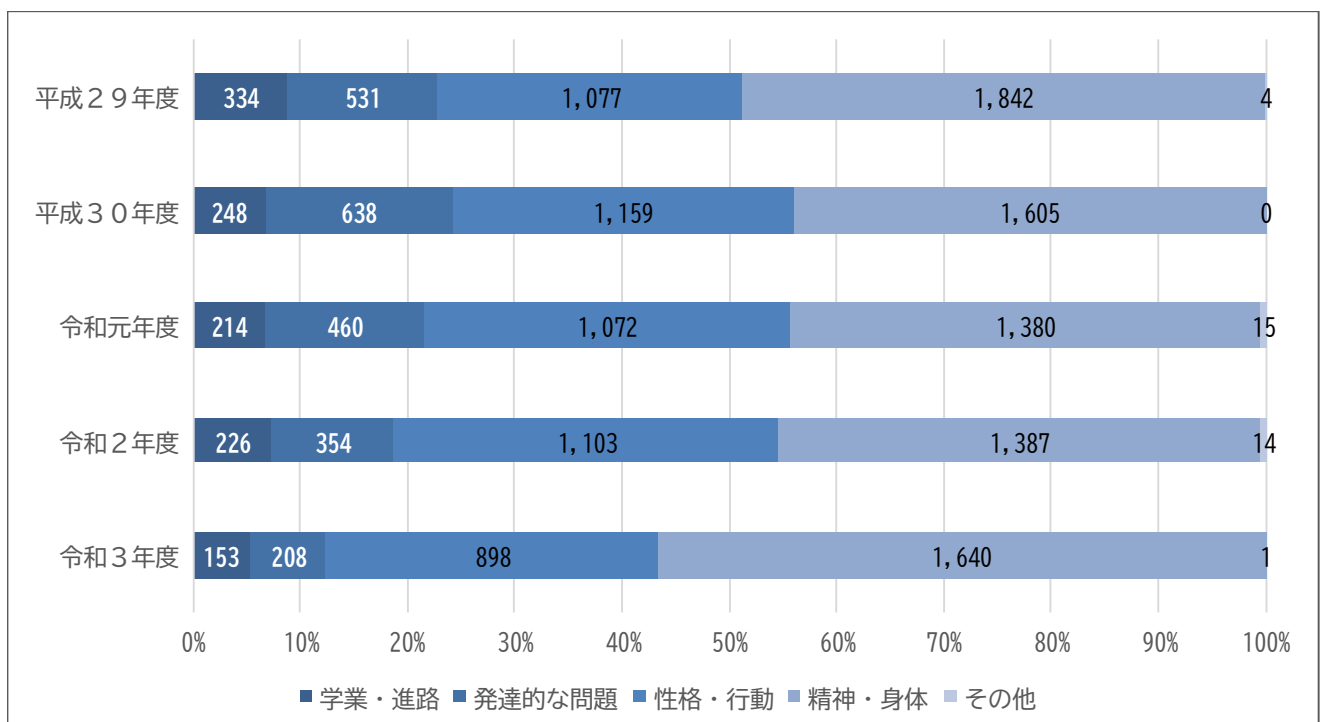
・学校から報告があった事例件数	小学校 1,180 件	中学校 108 件
・うち解決が図られた件数<3月末日現在>	小学校 1,156 件 (98.0%)	中学校 108 件 (100%)
・うち解消した件数<3月末日現在>	小学校 797 件 (67.5%)	中学校 85 件 (78.7%)

◆令和4年度 児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等に関する調査結果より（中野区教育委員会調べ）

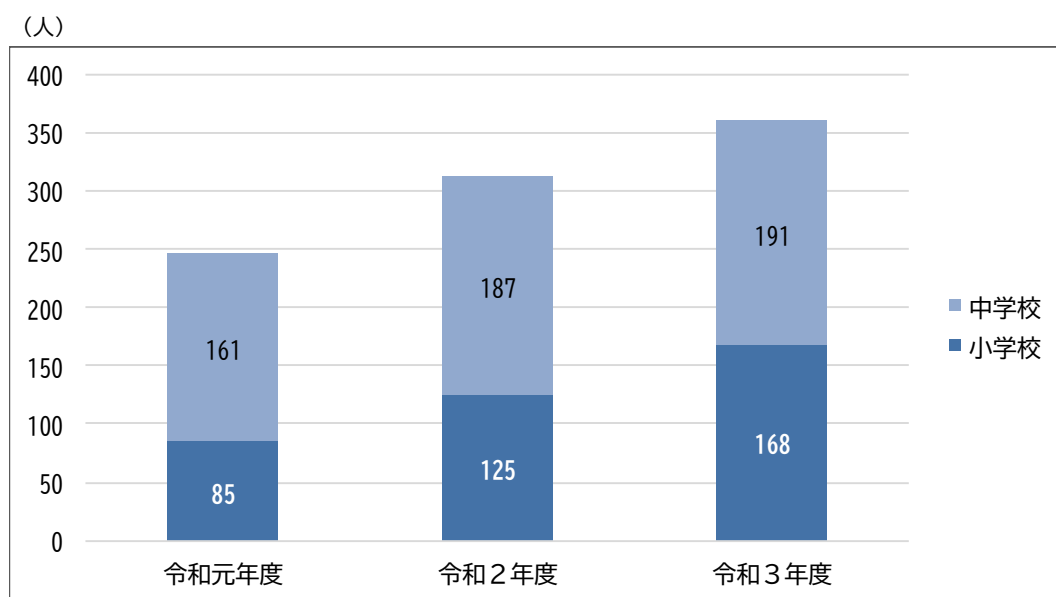


子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの抱える問題の背景も複雑化・多様化しており、区立小・中学校における不登校の児童・生徒は増加傾向にあります。この多様化する個別のニーズに対応するため、相談体制や一人ひとりに合った支援の充実が求められています。

◆教育相談室に寄せられた相談内容別件数(過去5年度分)（中野区教育委員会調べ）



◆小中学校の不登校児童・生徒数(過去3年度分) (中野区教育委員会調べ)



子どもたちの優しさや思いやりの心、公德心、正義感、ボランティア精神などを養い、自己の生き方を考える態度を育成するためには、家庭・地域・学校が連携し、社会全体で規範意識の醸成に取り組んでいく必要があります。

また、少子化や地域社会における人間関係の希薄化が進み、子どもたちは、世代を超えた人たちとの交流や社会と関わり合う機会や自然にふれあう機会が少なくなっています。

子どもたちの豊かな人間性を育むとともに、自然を大切にすることを育むため、生活体験や自然体験などの体験活動や環境教育の充実を図っていく必要があります。

目指す姿

○子どもたちは、自己の生き方や人間としての生き方について考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を身に付けている。

○子どもたちは、自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる国や地域の伝統・文化を尊重しつつ、他国の人々と進んでコミュニケーションを図り、国際的な広い視野を持って社会貢献に尽くしている。

成果指標と目標

取組の方向性	成果指標	指標とする理由	3年度 実績	8年度 目標値	13年度 目標値
豊かな心を育む教育の充実	「道徳の授業で自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合	子どもたちの道徳的な実践意欲と態度が培われているかを示すため	小学校 78.1% 中学校 88.0%	小学校 80% 中学校 90%	小学校 90% 中学校 90%
国際理解教育の推進	「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と答えた児童・生徒の割合	子どもたちの社会貢献についての意識が培われているかを示すため	小学校 52.2% 中学校 45.3%	小学校 70% 中学校 70%	小学校 80% 中学校 80%
いじめ・不登校対策の強化	「学校に行くのは楽しい」と答えた児童・生徒の割合	子どもたちが安心して過ごすことができているかを示すため	小学校 83.0% 中学校 80.0%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

取組の方向性

①豊かな心を育む教育の充実

子どもたち一人ひとりの個性や特性を認め、褒め、励ますとともに、子どもたちが相互に認め合い、学び合う学習や異年齢の交流活動などをおして、児童・生徒の自己肯定感や自己有用感、自他の生命を尊重する心を育みます。

また、道徳教育の充実により、自己の生き方や他者との関わりについて考え、主体的に判断・行動できる人を育てるとともに、自然や生命とのふれあい、地域ボランティア活動などの豊かな体験をおして、地域を大切に作る心や社会性を育みます。

(主な取組内容)

- 多様な教育活動に基づいた人権教育・道徳教育

(所管課) 指導室

②国際理解教育の推進

異なる国や文化との共存や協力が必要な国際社会の一員として、さまざまな国や地域の人々と共に未来を切り拓いていける人を育成します。そのために、日本の伝統や文化等の理解を深めるとともに、各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育を今後も「学校2020レガシー*」として継続し、共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等とも連携を図りながら、国際的な広い視点から物事を考え、主体的に社会貢献しようとする心を育みます。

また、小学校段階からの外国語活動や英語学習の充実を図ることで、英語による積極的なコミュニケーション能力を育みます。

(主な取組内容)

- 学校2020レガシーの取組
- 外国語活動・英語教育の充実

(所管課) 指導室

③いじめ・不登校支援の強化

子どもたちが、自他共にかげがいのない存在であることを認め、お互いを大切にすることを育むため、人権教育や道徳教育の推進、体験活動を充実し、差別や偏見を許さない学校・学級の雰囲気づくりや、人との関わり合いをとおして、温かい人間関係を築いていきます。

いじめは重大な人権侵害という認識のもと、未然防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、情報モラル教育*の充実を図り、スクールカウンセラー（SC）*等関係機関と連携して対応していきます。

また、不登校支援の強化を図るため、各学校において一人ひとりの状況を把握し、それぞれに合った居場所を提供するとともに、在宅でのオンラインを活用した相談や学習を実施します。教育センターの教育相談と児童相談所の相談を一体的・包括的に行うことで、相談体制の充実を図り、学校と関係機関との連携を一層強化していきます。さらに、スクールソーシャルワーカー（SSW）*の派遣、適応指導*や虐待・ヤングケアラー*への対応の充実などにより、心に悩みを抱える子どもや保護者に対する相談支援についてもより充実していきます。

(主な取組内容)

- みらいステップなかのとの相談体制の連携強化と継続した支援体制の推進
- 関係機関（養護教諭、SC、SSW、教育相談室・支援室、医療機関等）につながっていない不登校傾向の児童・生徒への支援
- 在宅での学習機会の充実（オンラインでの授業視聴等）

家庭・地域の取組

【家庭の取組】

- 地域の行事や社会教育事業に参加するなど、さまざまな体験をとおして、人とのつながりや生命や自然の大切さなどについて、家族で共に考える。
- 人に迷惑をかけないことや誰に対しても思いやりを持って接すること、社会のルールやマナーを守ることの大切さを教える。
- 自らの役割に対して責任感をもたせるため、家庭の中において、子どもに自分の役割をもたせる。
- 職業観や勤労観の基礎を培うため、働くことの大切さを子どもに教える。
- 情報モラルやスマートフォン等の使用ルールなどについて家族で共に考える。

【地域の取組】

- 地域住民が協力し、あらゆる偏見や差別をなくし、人権侵害を許さない地域づくりを行う。
- 個人の特性や専門性などを発揮し、学校の教育や社会教育活動に進んで協力する。
- 近所のつながりや助け合いを大切にし、地域活動や社会教育活動に参加しやすい地域づくりを進める。
- 環境美化活動などを通じて、地域ぐるみで環境問題に取り組む。
- 子どもたちを褒めたり、時には叱ったりするなど、地域の中での人間関係を築き、共に子どもを育てる。

目標Ⅳ

子どもたちは健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく育っている

現状と課題

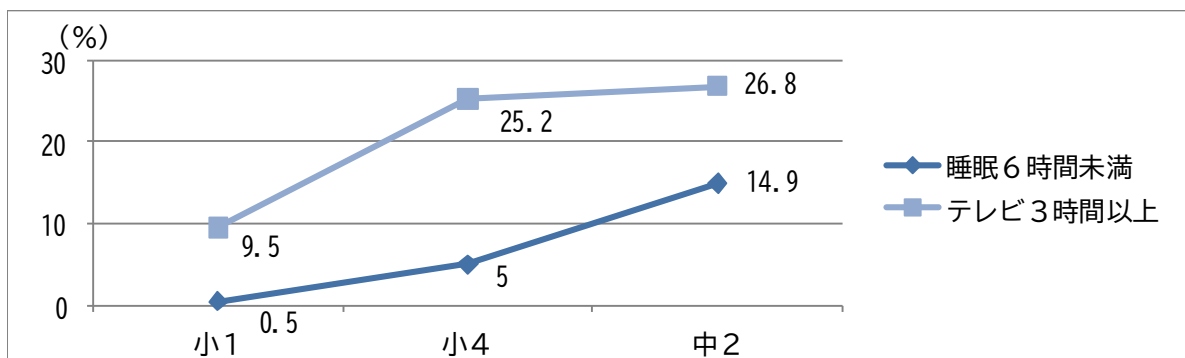
一人ひとりの区民が生きがいを持ち、活力ある生活を送るためには、心身の健康の保持増進を図ることが必要です。また、体力はすべての活動の源であり、健康、気力、知力の充実に大きく関わる、人の成長・発達を支える重要な要素です。

人が生涯にわたって心身を健全に保ち、体力を高めていくためには、乳幼児期から適切な運動や、健全な食生活、十分な休養・睡眠などにより、基本的な生活習慣を身に付け、健康へ関心を持ち体力を増進する態度を養うことが大切です。しかし、子育て世帯の夜型化等に加え新型コロナウイルス感染症の蔓延による行動制限や自粛生活など生活の変化の影響により、健康や体力の基礎を培う乳幼児期から生活習慣に課題が見られます。

区立小・中学校の児童・生徒を見てみると、学年が進行するにつれて、平均睡眠時間や朝食を食べる児童・生徒が減少しており、健全な生活習慣が失われつつあります。

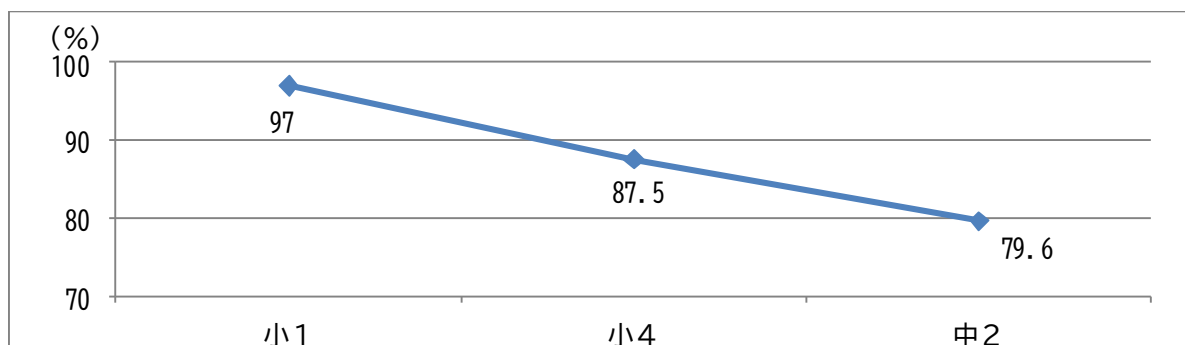
◆令和4年度中野区小中学校アンケート（中野区教育委員会調べ）

1日の睡眠時間が6時間未満の児童・生徒の割合、1日のテレビ(テレビゲーム含)の視聴時間が3時間以上の児童・生徒の割合



◆令和4年度中野区小中学校アンケート（中野区教育委員会調べ）

朝食を毎日食べる中野区の児童・生徒の割合



こうした状況の中、子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることができるよう、健康の大切さや基本的な生活習慣の重要性について認識を深め、家庭・地域・学校が連携しながら健康教育に取り組んでいくことが求められています。

近年、子どもの生活習慣病や感染症、オーバードーズ*などが社会的に大きな問題となっています。新型コロナウイルス感染症など子どもの体調の変化に対する健康危機管理体制を強化するとともに、家庭・地域・学校が連携して薬物の乱用を許さない環境づくりを進めていく必要があります。

また、体力は、集中力、忍耐力、持続力などの精神面の充実にも関わり、「生きる力」を支える重要な要素です。児童・生徒の体力テストの結果を見ると、東京都平均を下回っている項目があります。生活の利便化や生活様式の変化により、日常生活における身体を動かす機会や少子化により仲間が減少したことが大きな要因と考えられます。さらに、児童・生徒の運動習慣については、運動を積極的に行う子どもとそうでない子どもの二極化の問題もあります。

学校内外に関わらず、子どもたちを取り巻く環境の変化等により、子どもたちがストレスを抱え込むことは少なくありません。中野区教育ビジョン改定に伴うアンケート結果では、児童・生徒自身が困っているときは、人に助けを求めている割合が、小学生では、66%、中学生では、54%となっており、スクールカウンセラーなど、子どもたちが安心して気軽に相談できる環境や相談体制の充実が必要となっています。

◆中野区の体力テスト結果の推移（中野区教育委員会調べ）

	種目×学年×2(男女)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中野区平均が東京都平均以上の項目数	小学校(96項目中)	54項目(56%)	34項目(35%)	48項目(50%)
	中学校(54項目中)	19項目(35%)	22項目(41%)	34項目(63%)
中野スタンダード通過率が目標値に達した項目数	小学校(96項目中)	60項目(63%)	55項目(57%)	53項目(55%)
	中学校(54項目中)	39項目(72%)	37項目(69%)	37項目(69%)

◆令和4年度中野区の体力テスト結果<東京都平均との比較>(中野区教育委員会調べ)

※△は東京都の平均を上回った項目、▼は東京都の平均を下回った項目、≡は東京都平均値と同程度の項目

		男子								女子									
		握力	上体おこし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	五十メートル走	立ち幅跳び	ボール投げ	持久走	握力	上体おこし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	五十メートル走	立ち幅跳び	ボール投げ	持久走
小学校	1年	▼	○	○	○	▼	▼	○	▼		▼	○	○	○	▼	▼	○	▼	
	2年	▼	○	▼	○	○	○	○	○		▼	○	▼	○	▼	▼	▼	▼	
	3年	▼	○	○	○	▼	▼	▼	▼		▼	○	○	○	▼	▼	▼	▼	
	4年	▼	○	○	▼	▼	▼	▼	▼		▼	○	○	○	▼	▼	▼	▼	
	5年	▼	○	○	○	○	▼	○	○		▼	○	○	○	▼	▼	○	▼	
	6年	▼	○	○	○	▼	▼	○	○		○	○	○	○	▼	▼	○	○	
中学校	1年	○	○	○	○	○	○	○	▼	▼	○	○	○	○	○	○	○	▼	▼
	2年	○	○	▼	▼	○	▼	○	▼	▼	○	○	▼	○	○	○	○	▼	▼
	3年	○	○	○	▼	○	▼	▼	▼	▼	○	○	○	○	○	▼	▼	▼	○

今後は、乳幼児の運動遊び、休み時間や放課後の外遊び、子どもの自発的な運動を誘発する取組の推進などにより、子どもたちが日常的に身体を動かすことができるような環境の整備を進め、子どもたちの運動意欲や基礎体力を育てていくことが求められています。

目指す姿

- 子どもたちは、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠などの成長期に必要な不可欠な基本的な生活習慣を身に付け、心身ともに健康的な生活を送っています。
- 子どもたちは、自分が困っている時、スクールカウンセラーや学校、家族等に気軽に相談出来ている。
- 子どもたちは、外遊びや運動の楽しさに気づき、日常的に身体を動かすことで基礎体力が向上しています。

成果指標と目標

取組の方向性	成果指標	指標とする理由	3年度実績	8年度目標値	13年度目標値
健康の保持増進	生活習慣病健診における指導を要さない生徒の割合(中1)	生徒の基本的な生活習慣が確立し、健康的な生活を送っていることを示すため	44%	60%	80%
体力・運動意欲の向上	「運動やスポーツは大切である、やや大切である」と答えた児童・生徒の割合	運動の技能の高まりとともに、運動への必要感の高まりが、体力・運動意欲の向上を示すと考えるため	小5 90.5%	小5 93%	小5 95%
	体力テストで目標(中野スタンダード)を7割以上の児童・生徒が達成した種目数(小6、中3)		中2 87.6%	中2 90%	中2 95%
			小6 11/16	小6 14/16	小6 16/16
			中1 13/18	中1 15/18	中1 18/18

取組の方向性

①健康の保持増進

基本的な生活習慣を身に付け、健康・体力の基礎を培うため、学校、家庭、地域、医師会及び歯科医師会等の関係機関が連携し、歯と口の健康づくりや食育の推進、喫煙による身体への影響、がん教育などの健康教育や命の大切さを育む教育を充実するとともに、学校保健委員会を通じて、健康的な生活習慣の重要性について保護者等への啓発を図ります。

また、健康危機管理体制の強化を図るため、学校欠席者情報収集システムを有効活用するなど、幼稚園・小中学校における感染症等の発生状況について即時把握し、関係機関と情報共有しながら適切な予防指導・早期対応を行っていきます。さらに、給食アレルギー対応の厳格化や、薬物乱用防止に向けた取組を推進します。

(主な取組内容)

- 給食アレルギー対応の厳格化と対応の見直し
- 生活習慣病健診の理解促進

- 安全安心な給食室に向けた施設整備
- 生活習慣の変化と体力の関係性の分析による新たな取組の検討
- 児童・生徒の視力低下等の状況把握

(所管課) 学校教育課、指導室

②体力・運動意欲の向上

幼稚園・保育施設等においては、身体を使って遊ぶ楽しさに気づかせ、乳幼児期から運動意欲や基礎体力を育むため、「中野区運動遊びプログラム」を推進するとともに、0歳～3歳児向けの「運動遊びプログラム」を作成します。

各小学校では、休み時間や体育の時間などで教員と児童と一緒に体を動かす機会を増やしたり、放課後の外遊びを推進し、遊びを通じた体力づくりを図ります。さらに、オリンピック・パラリンピック教育として実施してきたアスリート等の実技指導や講演などを今後も継続して行い、運動への関心を高めるとともに、夢に向かって努力することの大切さについて学ぶ機会を設けます。

中学校では、スポーツ推進委員などの地域人材の活用、地域スポーツクラブ*や大学等との連携による学校への指導者派遣、複数校による合同部活動へのアスリート派遣など、運動部活動の活性化を図ります。

(主な取組内容)

- 児童・生徒の興味や関心に応じて活動できる取組や部活動等の充実
- 体力向上プログラム事業

(所管課) 指導室

③子どもたちの心のケア

学校内外に関わらず、子どもたちを取り巻く環境の変化等により、子どもたちがストレスを抱え込むことは少なくありません。こうした状況の中、子どもたちがストレスを抱え込む前や抱え込んだ時に、スクールカウンセラー、家族、学校や友人など周りの人に相談しやすい環境があり、安心感をあたえることが大切です。今後、スクールカウンセラー等、相談体制を充実を図っていきます。

(主な取組内容)

- 心の教室相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の充実

(所管課) 指導室

家庭・地域の取組

【家庭の取組】

- 朝食を毎日きちんと食べる、夜更かしをしない、手洗いをきちんとする、歯を正しく磨くなど、食事、睡眠、衛生に関する基本的な生活習慣、食習慣を身に付けさせる。
- 体を動かす習慣を身に付けさせるため、子どもと一緒に歩いたり、外で体を動かしたり、家庭の仕事を手伝わせたりするなど、日常生活の中で運動の機会をつくる。
- 1日のテレビやゲーム、スマートフォンの時間を決めるなど、家庭におけるルールをつくる。
- 子どもが困っている時、子どもが家族や周りの人に気軽に相談出来る環境をつくる。

【地域の取組】

- 地域スポーツクラブを活用し、外部指導員の育成を進め、さまざまな形で学校の部活動を支援する。
- 地域スポーツクラブ等での活動を通じて、子どもたちのスポーツ活動を支援する。

目標V

保幼小中の連携や家庭・地域との連携が進み、子どもたちは生き生きと学んでいる

現状と課題

子どもたちは、集団での活動や友達との関わりの中で、同じ価値を共有したり自分とは違う考え方や個性に出会ったりする経験をとおして、互いが切磋琢磨し、共に成長していきます。

子どもたちが健全な生活習慣・学習習慣や思考力・判断力・表現力といった「生きる力」を身に付け、健やかに成長するためには、幼児期から小・中学校15年間の発達、成長を見据えた教育が必要です。そのためには、就学前教育・保育施設、小・中学校が相互の教育内容をよさを理解し、子ども同士の交流を図ったり、指導方法を共有したりするなど、学校段階ごとの特徴を踏まえつつ、次の学校段階へ円滑に接続できるよう、15年間の学びの連続性を確保した教育・保育の充実が求められています。

また、現代社会においては、さまざまな事件・事故や、有害情報を含んだサイトによるインターネット上の被害が増加しており、子どもたちを守る安全対策への必要性が高まっています。そのためには、幼稚園・保育施設等、小・中学校、家庭、地域が連携し、子どもの成長を支え見守るとともに、お互いがそれぞれの役割を果たすことで、地域ぐるみで子どもの教育や安全対策に取り組むことが重要です。

中野区では地域全体で子どもを育てる環境づくりとして、学校支援ボランティア制度*による地域人材の活用、町会や地域団体、大学、企業等の学校への協力などを進めてきました。

今後は、これまで培ってきた学校と地域の連携をさらに生かし、中野の人材、施設、自然等を活用した教育活動を進めるとともに、学校と保護者、地域住民が目標等を共有し、学校運営に意見を反映させ、地域と一体となって子どもたちを育てることが求められています。

目指す姿

- 就学前教育・保育施設、小・中学校が教育内容や指導方法等について、それぞれのよさを理解し、15年間の学びの連続性を意識した教育・保育を展開し、子どもたちが円滑に次の学校段階へ進学できています。
- 子どもたちは、家庭や地域の協力で充実した教育を受け、「生きる力」を育んでいます。

成果指標と目標

取組の方向性	成果指標	指標とする理由	3年度実績	8年度目標値	13年度目標値
保幼小中連携教育の推進	「学校・園は他の校種との接続や連携を大切にした教育を視点に授業・保育改善に努めている」と考える保護者の割合	学校・園における保幼小中連携教育の取組に対する保護者評価を計るため	53.9%	70%	75%
家庭・地域と連携した教育	学校の授業等で活用した地域人材の人数	学校の活動に地域の力を活用できているか計るため	3,283人	4,865人	5,000人
開かれた学校経営	「学校は、家庭・地域と協力しながら子どもを教育している」と考える保護者の割合	家庭や地域と協働して学校運営が行われているか計るため	80.5%	88%	90%

取組の方向性

①保幼小中連携教育の推進

子どもたちが円滑に次の学校段階に接続できるよう、これまで取り組んできた保幼小連携の取組と小中連携の取組をさらに充実させるとともに、各中学校区の課題を15年間の学びの視点で解決を図るカリキュラム連携研究に取り組めます。

また、幼稚園・保育施設等、小・中学校が教育内容や指導方法等について、相互に理解を深めることで、発達や成長段階に応じた教育を展開します。

(主な取組内容)

- 15年間を見通した学びの連続性（カリキュラム連携等）の推進
- 各中学校区の効果的な取組を共有する（仮称）保幼小中連携サミットの実施
(所管課) 指導室

②家庭・地域と連携した教育

地域の将来を担う人材の育成を図るため、家庭・地域と学校が目標を共有し、地域の人材、文化財、施設、自然等を活用した教育活動を展開するとともに、家庭・地域と学校が相互に連携、協働した活動を推進します。

さらに、子どもたちが、地域活動を担う人材として成長していけるよう様々な地域活動に関わり、自らが地域社会の一員としての役割を担っていく機会を充実させ、生きる力や自己有用感を育みます。

(主な取組内容)

- 地域と学校の連携・協働による地域学校協働活動*の推進、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）*の導入に向けた取組の推進

(所管課) 子ども・教育政策課

③子どもの安全対策の推進

子どもたちをさまざまな事件・事故から守るため、地域、PTAによる安全パトロールや子ども110番の家、学校情報配信システムによる子どもたちの安全に係る情報提供などの安全対策を推進するとともに、警察等の関係機関と連携し、交通安全教室などのセーフティー教室や通学路の安全点検を行い、交通事故や犯罪被害の未然防止を図ります。

また、インターネット上の犯罪被害やSNS等を通じたネットいじめの防止を図るため、情報モラル教育を充実するとともに、学校や家庭において、情報を正しく安全に活用できる能力や自他を尊重する心を養います。

(主な取組内容)

- 登下校時の通学路における見守り活動等安全対策の強化
- 情報モラル教育

(所管課) 指導室、学校教育課

④開かれた学校経営

学校、家庭、地域が連携し協働する開かれた学校運営を進めていくために、地域住民の学校運営への参画の仕組みである学校評議員制度*や、中学校区における第三者評価制度*の連携を深めます。

また、学校が保護者や地域住民と目標やビジョンを共有し、学校運営に意見を反映させる仕組みである学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の導入に向けた取組を推進します。

(主な取組内容)

- 学校評議員制度と中学校区における第三者評価制度の連携
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向けた取組の推進（再掲）
(所管課) 指導室、子ども・教育政策課

家庭・地域の取組

【家庭の取組】

- 学校と協働し、子どもたちのための教育環境づくりを進める。
- 学校と地域の連携・協働活動に積極的に参加し、地域と共に子どもたちを育てる。
- 情報モラルやスマートフォン等の使用のルールなどについて家族で共有する。

【地域の取組】

- あいさつをしたり、声かけをしたりして、子どもたちの成長を地域で見守る。
- 地域行事や地域でのボランティア活動などにおいて、子どもたちに役割をもたせる機会をつくる。
- 地域のつながりを深めるため、学校と地域の連携・協働活動等のボランティア活動をとおして、子どもたちや保護者と積極的に関わる。
- 地域の伝統や文化を、学校教育活動への協力や地域の活動等をとおして、子どもたちと直接ふれあう中で伝える。
- 保護者や教職員と協力して、学校の主体的・自立的な運営や地域に根差した学校づくりに参画する。
- 学校を地域のコミュニティの拠点として活用し、異世代間の交流や住民相互のコミュニケーションを深め、地域の健全育成活動を進める。

目標VI

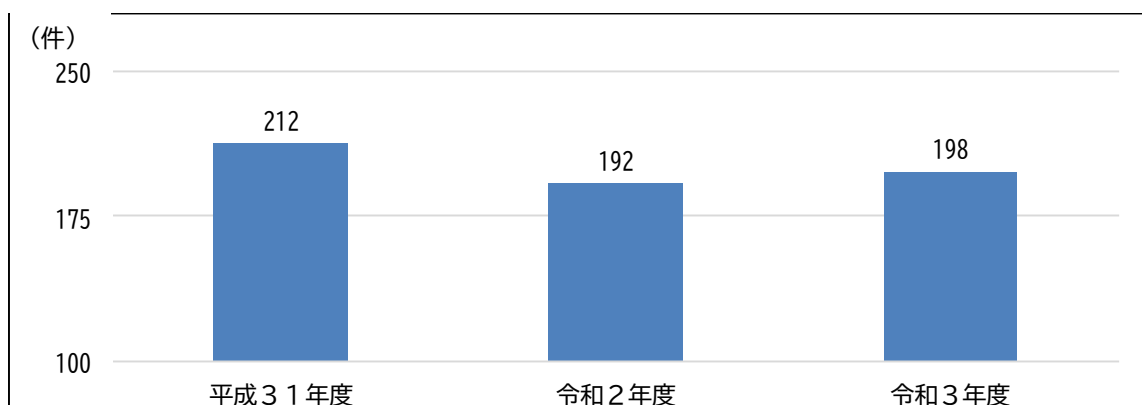
地域における学習やスポーツが活発に行われ、活動とおしての社会参加が進んでいる

現状と課題

生涯学習やスポーツ活動は、学びやスポーツを通じた新たな楽しみの発見や、人と人との交流の広がりなどにつながり、区民が生きがいを持ち、健康で文化的な生活を送るために必要な活動です。

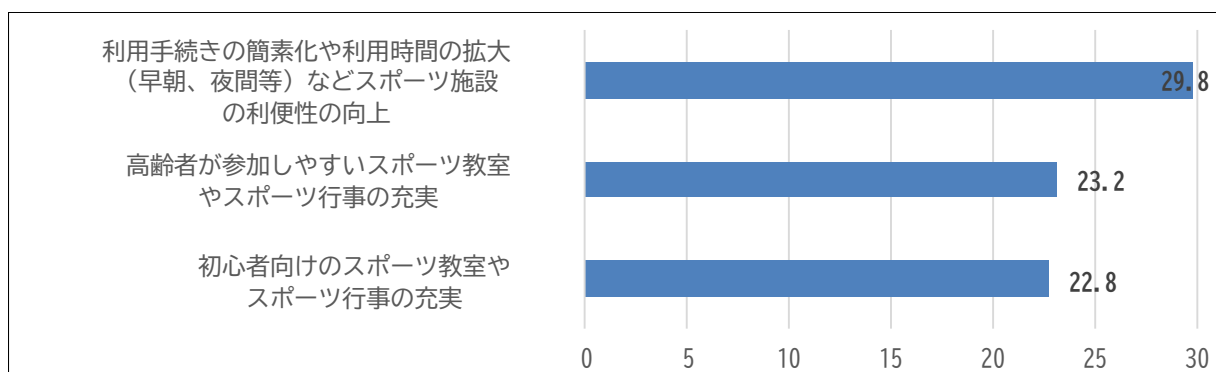
区民の誰もが生涯にわたって自主的に生涯学習やスポーツ活動を続けることができるよう、活動機会の創出や情報発信の強化などの環境整備が求められます。

◆中野区が主催する生涯学習・社会教育に関する事業数（中野区区民部調べ）



◆「令和2年度保健福祉に関する意識調査」(中野区健康福祉部調べ)

区のスポーツ施策や区立のスポーツ施設に望むこと(上位3項目抜粋)



また、これからの社会では、地域コミュニティが抱える課題がさらに複雑化・多様化することが想定されることから、生涯学習やスポーツ活動で習得した知識・経験等を、社会参加や社会貢献につなげていくことも求められています。

目指す姿

○生涯学習・スポーツ・健康づくりが地域の中に広がり、区民が自分らしく生き生きと暮らしている。

成果指標と目標

取組の方向性	成果指標	指標とする理由	3年度実績	8年度目標値	13年度目標値
区民の生涯学習活動への支援	区内において様々な学習機会が充実していると感じる区民の割合	区内の学習環境に対する区民の実感を計るため	19.7%	32%	42%

取組の方向性

①区民の生涯学習活動への支援

区民の誰もが、いつでもどこでも生涯を通じて主体的に学習に取り組めるよう、多様な学習の機会を増やしていくとともに、区内の生涯学習団体の地域に根ざした活動をより一層推進するため、ウェブサイト等を通じた情報発信を強化していきます。

また、知識、経験、スキル等を活かし活躍できるよう学習や活動の機会の充実を図るとともに、自ら

(主な取組内容)

- 社会教育大学連携事業
- 社会教育訪問学級事業
- 生涯学習普及啓発
- なかの生涯学習大学事業

(所管課) 区民文化国際課、地域活動推進課

②スポーツ・健康づくりの推進

区民が身近な場所で運動・スポーツ活動を行うことができる機会・環境を整えるとともに、運動・スポーツを通じた区民同士の交流や地域コミュニティの形成を進めます。

また、区内スポーツ団体と連携しながら、区民の自発的な運動・スポーツ活動を推進するとともに、健康づくりや教育、障害者スポーツの普及などに取り組みます。

さらに、子どもの運動への親しみや健康の保持増進、体力の向上に向けた取組を進め、運動習慣の形成を図ります。

(主な取組内容)

- スポーツ推進事業
- 地域スポーツクラブ事業
- オリンピック・パラリンピックレガシー事業*

(所管課) スポーツ振興課

家庭・地域の取組

【家庭の取組】

- 子どもと共にさまざまな学びに取り組み、学校では得られない知識を得る楽しさや大切さを教えるため、保護者の持つ知識・技術を子どもに伝える。
- 主体的にスポーツ・健康づくりに取り組み、子どもにスポーツの楽しさや大切さを教える。

【地域の取組】

- 区民の誰もが、身近な地域で学び、交流し、スポーツ・健康づくりに取り組む。
- 学習活動やスポーツで得た知識や技術、つながりを地域活動や社会貢献に生かす。

目標Ⅶ

子どもから高齢者まですべての区民が文化や芸術に親しみ、生活の質を高めている

現状と課題

文化芸術を創造、享受し、豊かな文化芸術にふれる環境の中で生きることは、人々の変わらない喜びです。また、文化芸術は、人々の創造性や表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し、尊重し合う気持ちを育み、多様な価値観を受け入れることができる心豊かな人間・社会を形成するために欠かせないものです。人々が出会い、互いに交流できる機会を充実し、さまざまな世代の文化芸術振興につなげていくことの必要性が高まっています。

また、区内の歴史文化資源を保護・継承し、これらを活用した学習、交流等が活発に行われることにより、地域への理解や自分の住むまちを大切に思う心を育てていく必要があります。

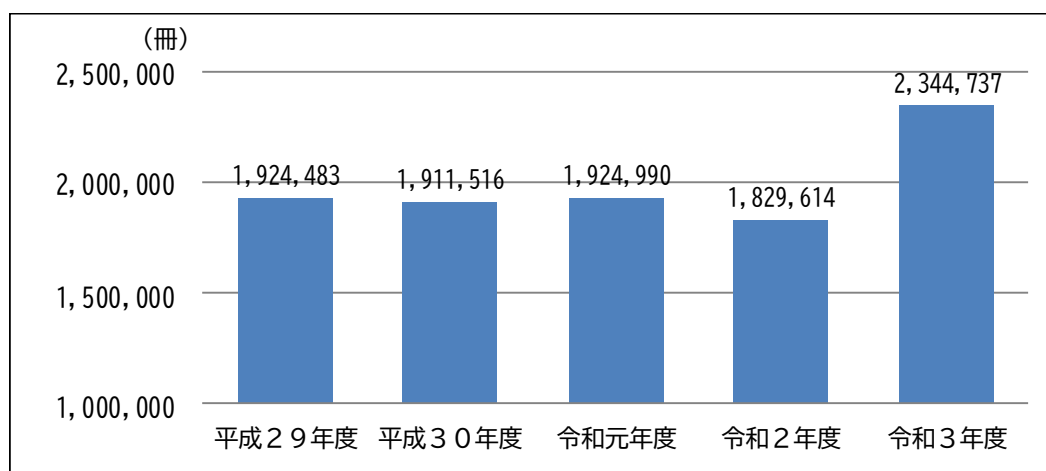
歴史民俗資料館、なかのZERO等の文化施設を拠点として、中野の歴史・文化芸術の魅力を世界に向けて積極的に発信し、まちの活性化や産業振興につなげていくことが求められています。

◆中野区登録文化財・指定文化財(令和4年版中野区区民部事業概要)

・・・121件

図書館は、地域の文化、情報の拠点として、区民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための各種資料の収集、整理、保存という基本的な役割に加え、区民が図書館を学びや課題解決に活用できるよう、利便性の向上や環境の充実を図るとともに、乳幼児親子や子どもの読書活動を推進します。

◆図書館の貸出冊数(中野区教育委員会調べ)



目指す姿

- 多くの区民が気軽に優れた文化・芸術に接する機会が増え、自らも生涯学習や文化芸術活動に取り組んでいます。
- 地域に根付く文化・芸術の振興が図られ、その成果が幅広く区民に共有されています。
- 図書館は全世代、多様な人々が学びや課題解決を行える支援を行うとともに、子ども達が多くの本に触れられるよう支援していきます。

成果指標と目標

取組の方向性	成果指標	指標とする理由	3年度実績	8年度目標値	13年度目標値
歴史文化・伝統文化の保護、継承	歴史民俗資料館年間入館者数	区の歴史民俗や文化財が区民に認識され、親しまれるための取組の成果を示すひとつの目安となるため	25,962人	35,000人	40,000人
子ども読書環境の充実	児童図書館の貸出冊数	子どもの読書環境の充実した結果が影響するため	50万冊	50万冊	60万冊
図書サービスの機能の強化	利用者登録者数（一般・児童）	様々な人々が利用出来る施設の整備や事業を行うため	60,000人	65,000人	70,000人

取組の方向性

①歴史文化・伝統文化の保護、継承

歴史民俗資料館等を拠点とした各種企画展示・講座や体験学習、歴史文化・伝統文化の保護と活用、無形民俗文化財への支援などを一層充実します。

また、子どもたちが地域の様子や歴史を知り、親しみを持つことができるよう、学校教育におい

でも生活科、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、区内の歴史・文化にふれる機会をつくり
ます。

旧中野刑務所正門基本計画・保存活用計画、哲学堂公園保存活用計画(令和4年度策定予定)
等をもとに、区内の貴重な文化財の保存と活用を進めます。

(主な取組内容)

- 区の歴史・伝統文化などの文化資源のデジタルアーカイブ*化の推進
- 区の文化財の修復・移築に向けた設計・工事、保存活用計画の策定等の実施
- 歴史民俗資料館の展示・広報の充実

(所管課) 区民文化国際課

②誰もが身近に気軽に文化芸術に親しめる環境づくり

誰もが身近に気軽に文化芸術に親しめる環境づくり、区民が主役の文化・芸術活動の活性化、文
化芸術の力を生かした次世代育成など文化芸術の振興に向け、総合的に取組を進めます。

また、歴史・伝統文化、芸術及びサブカルチャーなど区内の文化・芸術活動の一層の推進を図るた
め、文化芸術の振興に関する基本方針を策定します。

(所管課) 区民文化国際課

(主な取組内容)

- 文化芸術施策総合推進事業
- 区有施設を活用した文化芸術空間の創出、パブリックアート推進事業
- 商店街と連携した文化振興事業
- 小・中学生文化芸術振興事業
- 文化芸術振興に向けた区民・団体活動支援事業
- 障害者創作活動支援事業

(所管課) 区民文化国際課

③子ども読書環境の充実

多くの子ども達がより一層本を楽しみ、読書を通じて一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓
く力を育むために、環境の整備を始め、蔵書の充実や本に触れるきっかけづくりを行っていきます。
区立図書館はもちろん、学校図書館は知りたいときに知りたい情報を調べることができるなど量的・
質的に充実し、子ども達にとって身近な図書館として充実を図ります。

また、それに係わる様々な人が様々な場面や場所で読書活動を広げる試みを進めていきます。

さらに、ブックスタート事業等を通して乳幼児親子への読書活動の推進を図りつつ、その後の子の成長過程に沿った事業等のアプローチを行い、継続した子どもの読書活動を推進します。

令和3年度に開設した中野東図書館や3つの地域開放型学校図書館を始め、各図書館においても地域に身近な読書活動の拠点として、更に活用を促進します。

(主な取組内容)

- ブックスタート事業
- 子ども読書活動推進事業
- 学校図書館の蔵書の充実
- 夏季休業期間中の学校図書館の開放事業
- 区立図書館の蔵書の充実
- 区立図書館の児童コーナーの整備

(所管課) 子ども・教育政策課・指導室

④図書サービスの機能の強化

区立図書館は全世代、多様な人々が学びや課題解決を行える支援を行うとともに、子ども達が多くの本に触れられるよう支援していきます。そのためにインターネットによるレファレンス・サービス*、宅配サービス、録音図書貸出サービス、地域活動団体との連携事業や小中学校等への団体貸出や連携事業など読書活動の支援を行うなどニーズを的確にくみ取りアウトリーチ*を行うことで、障害のある方や高齢の方をはじめ、乳幼児親子などすべての人たちが、地域の最も身近な学びや課題解決に資する場として、区民の生涯を通じて学び続ける場として、整備し取り組んでいきます。

(主な取組内容)

- 区立図書館整備・運営
- 地域活動団体や学校との連携事業
- 外国語による読み聞かせや資料の収集
- 障害のある方向けの資料収集及びサービスの充実

(所管課) 子ども・教育政策課

家庭・地域の取組

【家庭の取組】

- 豊かな感性や情操を育むため、優れた文化・芸術作品を鑑賞する。
- 地域に対する理解や愛着を深めるため、地域の文化財や歴史にふれる機会をつくる。
- 乳幼児期から本に触れる機会をつくるとともに、家読用ブックリストを活用するなど、家読(家族ふれあい読書)の習慣を作る。(再掲)

【地域の取組】

- 文化や歴史を大切にする活動をとおして、自分たちの住むまちを大切にすることを地域に広げる。
- 地域、団体、企業などが協働し、地域でのさまざまな活動を通じて中野の文化や歴史を発信する。
- 区等と連携し、おはなし会等の事業を通して、様々な場面で読書の楽しさや大切さを伝える機会を作る。

各目標を達成するための共通の基盤整備

良好な教育環境の整備と子どもの安全対策の推進

現状と課題

誰にも学びの場や学ぶ機会が保証されており、子どもたちが安心して充実した学校生活を送れるよう、学校施設の改築及び改修を進めるとともに、教育DX*を踏まえた学校の情報環境の整備など充実した教育活動を行える基盤づくりを着実に進めていく必要があります。

一方、まちづくりの進展による通学環境の変容とそれに伴う危険個所の増加や、学校再編に伴う通学区域の変更により、通学路の各状況に応じた登下校時の安全対策をこれまで以上に強化する必要があります。

また、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童等の放課後の居場所が課題となっています。そのために、児童等が安全・安心に過ごせる放課後の居場所や活動場所を充実させていく必要があります。

現代の情報社会は日々進化している状況の中、児童・生徒は将来にわたり、社会人になっても情報社会の中で生きていかなければならない。そのような観点からも、児童生徒の情報モラル教育は、重要かつ急務です。

取組の方向性

①学校施設整備

学校施設は、児童・生徒の「生きる力」を育む学習や活動の場であり、学校教育の基盤であるとともに、地域活動や防災活動の拠点でもあることから、常に安全・安心であると同時に、快適性も求められています。これからの学校施設に求められる多様な教育活動への対応や環境への配慮、ユニバーサルデザイン*の視点に立った施設整備など、学校施設の改築及び改修を着実に進めていく必要があります。

また、学級数増等による改修や改築年次に達するまでの間、改築済みの学校施設と教育環境面における著しい格差が生じることの無いよう、中野区立小中学校施設整備計画（改訂版）に基づき学校施設の改修を計画的に実施します。

(主な取組内容)

- 区立学校の再編及び改築
- 区立学校の環境改善に向けた計画的な改修

(所管課) 子ども教育施設課

②区立学校等における医療的ケア児の支援

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア*を必要とする子どもを、地域の学校等で安心・安全に受け入れるために、看護師の配置などの必要な措置を行います。

(主な取組内容)

- 医療的ケア児の支援
(所管課) 学校教育課、保育園・幼稚園課、障害福祉課、すこやか福祉センター

③情報モラル教育の推進

現代は、GIGAスクール構想*のもと、一人1台端末が配備され、教育環境が大きく変容しています。今後、これまで以上にICTを活用し、Society5.0*時代を見据えた取り組みを推進していくことが求められています。一方、児童がインターネットに手軽に接続できるようになったことから、今まで以上に情報モラル教育の充実を図っていく必要があります。

(主な取組内容)

- 情報モラル教育(再掲)

(所管課) 指導室

④登下校時の安全対策の強化

学校再編による学校施設の改築を進めていく一方、踏切りを横断する通学路があるなど、危険箇所に対する登下校時の安全対策をこれまで以上に強化する必要があります。

(主な取組内容)

- 登下校時の安全対策の強化

(所管課) 子ども・教育政策課、学級教育課

⑤放課後等の児童の居場所の確保

放課後等の児童等の安全・安心な居場所を確保するため、学校校舎の改築等にあわせてキッズ・プラザ及びキッズ・プラザ併設の学童クラブの整備を進めるとともに、キッズ・プラザの整

備までの期間が長い小学校については、地域格差が生じないように対策を講じる必要があります。

また、教育センター等の学習室等を開放するなど、子どもたちにとって安全・安心な居場所を確保していきます。

(主な取組内容)

- キッズ・プラザ整備・運営
- 区立学童クラブ整備・運営
- 放課後子ども教室事業

(所管課) 指導室、育成活動推進課

⑥学校における働き方改革推進

教員が教育活動に専念できるよう、ICT（情報通信技術）の活用等による業務改善や効率化など、働き方改革推進プランや中野区教育の情報化推進計画に基づく取組を進めます。また、学校事務の正確性の向上と効率化を図るため、複数の学校事務の共同化に向けた検討を開始し、共同事務室の設置を目指すとともに、学校給食費の公会計化の導入に向けた検討を行います。

(主な取組内容)

- 学校事務の改善
- 教員の働き方改革推進事業
- 学校組織力の充実

(所管課) 学校教育課、指導室

【参考資料】用語の意味

ページ	用語・語句	解 説
4	特別支援教育	特別な支援が必要な子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
6	小1プロブレム	幼児期から小学校入学後新しい環境での学習や生活へ移行する段階で起こる諸問題。小学校1年生の児童の中には、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞けないなどの状態が続くなどの問題が起こっている。
6	認定こども園	保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する施設。
8	中野区就学前教育プログラム	0歳から小学校入学期の子どもたちに、発達に応じて確実に経験させたい内容をまとめたプログラム。
8	中野区運動遊びプログラム	中野区の子どもの実態を踏まえ、身体を動かすことが好きな子どもを育てることをねらいとして作成した、区独自のプログラム。
8	スタートカリキュラム	小学校へ入学した子どもが、保育園・幼稚園・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活をつくり出していくためのカリキュラム。
8	アプローチカリキュラム	5歳児後期（10月～3月）を対象として、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、発達や学びの連続性を保障するために作成する教育・保育カリキュラム。
8	預かり保育 幼稚園型一時預かり事業	通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる事業。
9	個別の教育支援計画	特別な支援が必要な子ども一人ひとりに、乳幼児期から中学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となり作成する支援計画のこと。
9	個別指導計画	特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導をきめ細かく行うため、学校と保護者が共に作成する指導計画のこと。
10	保幼小中連携教育	幼稚園・保育施設等、小・中学校が相互に教育内容を理解し、子ども同士の交流を図ったり、指導方法を共有したりするなど、学校段階ごとの特徴を踏まえつつ、次の学校段階へ円滑に接続できるよう、学びの連続性を確保した教育のこと。
11	障害者差別解消法	平成28年度より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」のこと。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

ページ	用語・語句	解 説
12	小学校教科担任制	教科ごとに専任の先生が指導する制度。小学校では、一部の専門教科をのぞき、これまで一人の先生が多くの教科を指導してきたが、2022年度から小学校高学年でこの制度を実施。
12	習熟度別少人数指導	学習内容の習熟の程度に応じて編成された学習集団に分けて、学習指導を行うこと。
12	補充学習教室	放課後等に、個々の児童の関心、意欲、学習状況に合わせて行う学習支援のこと。
12	任期付短時間勤務教員	育児休業等を取得する職員や育児短時間勤務を行う職員の業務を代替するため、任期を限って採用される教員（職員）のこと。
12	日本語指導員	区立幼稚園・小中学校における日本語指導が必要な幼児・児童・生徒に対して、家庭と学校との連絡補助や日本語言語指導等を行う指導員のこと。
12	授業のユニバーサルデザイン化	すべての子どもたちが、わかりやすい、学びやすいと感じられるように配慮された授業のこと。
13	課題解決型の学習	児童・生徒が自ら課題を発見し、主体的な追究をとおして認識を深める学習方法。
13	スタディ・ログ	学習履歴や学習評価、学習到達度などの情報のこと。教育の情報化・デジタル化が進展し、学習者の学びの筋道や成果の多くがコンピュータ上のデジタルデータとして管理されるようになったことから、学びの記録を蓄積・活用する際に使われる言葉。
13	A L T	Assistant Language Teacher の略で、外国語(英語)教育の充実を図るため、区立小・中学校の授業やクラブ活動等に導入している指導助手のこと。
14	I C T	Information and Communication Technologyの略で情報や通信にかかわる技術のこと。中野区では、インターネットやプロジェクタ、書画カメラ等、さまざまな ICT 機器を利用し、必要な情報を主体的かつ適切に活用できる能力を身に付けるための教育を推進している。
15	特別支援教室	これまで通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対し、情緒障害等通級指導学級で行ってきた特別な指導を教員が巡回することによって、在籍校で受けられるようにするための教室。
15	O J T	On the Job Training の略で、日常的な職務をとおして、必要な知識や技能、意欲、態度などを意識的、計画的、継続的に高めていく取組のこと。
15	学校教育向上事業	区立幼稚園、小・中学校を研究校に指定し、中野区が抱える教育課題の解決に向けた実践・研究活動を重点的に支援する事業。その取組の成果を区立幼稚園、小・中学校に発信し、学校教育の充実・向上を図ることを目的としている。
15	教育マイスター制度	指導力の優れた教員を学校長の推薦のもと、教育委員会が「教育マイスター」として認定し、公開授業などを通じて教員の授業力向上を図る制度のこと。

ページ	用語・語句	解 説
17	SNS	Social Networking Serviceの略で、インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援するサービスのこと。
21	学校2020レガシー	東京2020大会の開催を踏まえ育んできた、これからのグローバル社会に求められる5つの資質（①ボランティアマインド、②障害者理解、③スポーツ志向、④日本人としての自覚と誇り、⑤豊かな国際感覚）の中から、東京2020大会以降も引き続き育む活動を「学校2020レガシー」として1つ以上取り上げ、各校の特色ある教育に位置づけ継続・発展させ、大会終了後、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進するもの。
21	情報モラル教育	個人情報や著作権の保護、誹謗中傷やIT犯罪から身を守るなど、情報社会において適正な活動を行うためのものとなる考え方と態度を育成する教育のこと。
21	スクールカウンセラー（SC）	近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために配置された臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家のこと。「心の専門家」として臨床心理士などがこれにあたる。
21	スクールソーシャルワーカー（SSW）	保護者や教員、地域社会や社会福祉施設などに働きかけて、子どもを取り巻く環境を改善することにより、いじめや不登校などの問題を解決していくワーカーのこと。第三者であるスクールソーシャルワーカーが間に入ることで、保護者と教員との対話を促すほか、子どもと関わりのある地域の人々との対話を深め、家庭・学校・地域の連携を進めることにより、問題を解決する点に特徴がある。
21	適応指導	不登校の児童・生徒の集団生活への適応や、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談や指導のこと。
21	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
24	オーバードーズ	ドラッグストアで購入できる風邪薬、せき止め薬、医療機関で処方された向精神薬、睡眠薬などを大量に摂取すること。
27	地域スポーツクラブ	区民がそれぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて運動・スポーツに親しみ、健康づくりをする機会を身近な地域で提供する団体のこと。 スポーツ・コミュニティプラザを活動拠点に、区内全域を視野に活動を展開する。
29	学校支援ボランティア制度	中野区立小学校・中学校・幼稚園の教育活動の充実を図り、もって家庭、地域及び学校が一体となり地域ぐるみで子どもたちの生きる力を育み、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、地域の人材を学校ボランティアとして活用する制度のこと。

ページ	用語・語句	解 説
31	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。
31	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による、地域住民等とともに学校運営を進めるための制度のこと。学校運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関で、学学校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施する。
31	学校評議員制度	学校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。学校評議員が個人としての立場で意見を述べるもので、学校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではない。
31	第三者評価制度	その学校に直接関わりを持たない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行う制度のこと。
35	オリンピック・パラリンピックレガシー事業	オリンピック・パラリンピックの大会を通じて得たレガシー（社会遺産）を、大会後も社会の資産として活用することを狙いとする事業のこと。
38	デジタルアーカイブ	所蔵資料を電子化して管理・公開するシステムのこと。このシステムにより、インターネットを通じ、所蔵資料のデジタル画像を閲覧することなどが可能となる。
39	レファレンス・サービス	図書館において、区民が学習・研究・調査等を目的として必要な情報・資料などを、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答するサービス。
39	アウトリーチ	様々な課題に対応するため、地域に出向くことで必要な支援につなげること。
41	教育DX	DXは、「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略語。デジタル技術の活用によって、社会や生活、ビジネスモデルなどをよりよいものに変革することを意味する。教育DXは、教育現場においてデータやデジタル技術の活用によって、学校教育のあり方や教育手法の変革を行うこと。GIGAスクール構想（後述）も、そのための施策の一つ。
41	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人々が利用しやすいようあらかじめ考慮して生活環境等を設計すること。
42	医療的ケア	学校や自宅など、病院などの医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる痰の吸引や経管栄養、インスリン注射などの医行為のこと。

ページ	用語・語句	解 説
42	G I G Aスクール構想	児童生徒向けの一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。前述の「教育DX」の施策の一つ。
42	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。Society5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで課題や困難を克服する。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会のこと。